

違反対象物の公表制度が4月1日から始まります

# 消防法令違反の建物を 公表します

照会 予防課 ☎0537⑧2657

## 違反公表制度とは何か？

建物を利用する人が、利用する建物の危険性に関する情報を自ら入手し、その建物の利用について判断できるよう、消防が立ち入り検査の際に確認した重大な消防法令違反をホームページで公表する制度です。公表内容は、①建物の名称・所在地、②消防法令違反の内容、③消防長が必要と認める事項です。

## 公表の対象となる建物は？

- ①飲食店や物品販売店、ホテル、旅館といった不特定多数の人が利用する建物
- ②病院や福祉施設など一人で避難することが難しい人が利用する施設

## 重大な消防法令違反とは？

消防法令で建物や必要な場所に設置義務のある屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備が設置されていないこと。

## 公表までの流れ



## ホームページで公表



違反があった場合には…

## 事業主の皆さんへ

増築や隣接建物と接続したことにより建物の延べ床面積が増えた場合や用途変更をした場合に、消防法令の基準を満たさず違反となるケースが大半です。建物の増築などをする場合は、事前に消防本部へ相談してください。